

山武市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年3月策定

令和8年3月改定

1. 目的

山武市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、山武市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、取り組みの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは、山武市耐震改修促進計画に基づき策定する。

3. 対象住宅

アクションプログラムの対象建築物は、平成12年5月31日以前に着工された在来の木造軸組工法による一戸建ての住宅及び併用住宅（住居の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のもの）で、地上階数が2以下のものとする。

4. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、山武市全域とする。

5. 取組期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

6. 取組内容

毎年度、下記（1）～（5）の取り組みに関して、取組内容を設定するとともに、実施、達成状況を把握・検証・公表し対策を進める。

（1）財政的支援

住宅の耐震化を促進するため、以下の財政支援を実施する。

- ① 木造住宅耐震診断事業補助金
- ② 木造住宅耐震改修工事費補助金

（2）住宅所有者等に対する直接的な耐震化の促進

固定資産税納税通知書に耐震化を促す案内を同封する。

（3）耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ① 耐震診断補助事業を活用し、耐震診断を行い、耐震性が不足していることが判明した住宅所有者に対し、パンフレット等を用いて耐震改修を促す。
- ② 耐震診断実施から一定期間経過しても耐震改修を実施していない住宅所有者に対し、電話等で耐震改修を促す。

(4) 改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ① ちば安心住宅リフォーム推進協議会が開催する講習会の案内をし、参加を促す。
- ② 耐震改修事業者リストを作成し、窓口等で配布する。

(5) 耐震化の必要性に係る周知・普及

- ① 広報誌やホームページ等を活用し、補助制度や耐震相談会等の情報を周知する。
- ② 無料耐震相談会を開催する。
- ③ 補助制度に関するパンフレット等を作成し、窓口等で配布する。

7. アクションプログラムの取組状況の公表

年度ごとに当該年度の取組内容、目標及び実績について、市のホームページにて公表する。